

取引参加料金等に関する規則の一部改正新旧対照表

新				旧			
<p>(取消料)</p> <p>第3条の5 取引参加者規程第11条の2に規定する取消料の額は、取り消された取引（過誤のある注文により成立した取引に限る。）に係る取引料の算出の基準に、次の各号に掲げる取引の区分に応じて、当該各号に定める率を乗じて算出した額とする。ただし、当該額が10万円を下回る場合は、10万円とし、1,000万円を上回る場合は、1,000万円とする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 東証株価指数先物取引（ラージ取引に限る。）、東証電気機器株価指数先物取引、東証輸送用機器株価指数先物取引及び東証銀行業株価指数先物取引</p> <p>1取引単位につき<u>5.5円</u></p> <p>(9)～(13) (略)</p> <p>2 (略)</p>				<p>(取消料)</p> <p>第3条の5 取引参加者規程第11条の2に規定する取消料の額は、取り消された取引（過誤のある注文により成立した取引に限る。）に係る取引料の算出の基準に、次の各号に掲げる取引の区分に応じて、当該各号に定める率を乗じて算出した額とする。ただし、当該額が10万円を下回る場合は、10万円とし、1,000万円を上回る場合は、1,000万円とする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 東証株価指数先物取引（ラージ取引に限る。）、東証電気機器株価指数先物取引、東証輸送用機器株価指数先物取引及び東証銀行業株価指数先物取引</p> <p>1取引単位につき<u>7.0円</u></p> <p>(9)～(13) (略)</p> <p>2 (略)</p>			
付 則				付 則			
この改正規定は、平成22年9月30日から施行し、同日に開始する取引日以後の取引分から適用する。				この改正規定は、平成22年9月30日から施行し、同日に開始する取引日以後の取引分から適用する。			
別表第2				別表第2			
取引料の算出の基準及び取引料率				取引料の算出の基準及び取引料率			
取引料の額（月額）に係る取引料の算出の基準及び取引料率は、次のとおりとする。				取引料の額（月額）に係る取引料の算出の基準及び取引料率は、次のとおりとする。			
取引の区分	取引対象 の区分	算出の 基準	取引料率	取引の区分	取引対象 の区分	算出の 基準	取引料率
(略)				(略)			

東証株価指数先物取引（ラージ取引に限る。）、東証電気機器株価指数先物取引、東証輸送用機器株価指数先物取引及び東証銀行業株価指数先物取引	東証株価指数、東証電気機器株価指数、東証輸送用機器株価指数及び東証銀行業株価指数	取引数量	指数先物取引の新規の売付け、新規の買付け、転売及び買戻し（注文執行取引参加者においてはギブアップの成立により消滅する売付け又は買付けを含み、清算執行取引参加者においてはギブアップの成立により発生する売付け又は買付けを除く。）ごとに	東証株価指数先物取引（ラージ取引に限る。）、東証電気機器株価指数先物取引、東証輸送用機器株価指数先物取引及び東証銀行業株価指数先物取引	東証株価指数、東証電気機器株価指数、東証輸送用機器株価指数及び東証銀行業株価指数	取引数量	指数先物取引の新規の売付け、新規の買付け、転売及び買戻し（注文執行取引参加者においてはギブアップの成立により消滅する売付け又は買付けを含み、清算執行取引参加者においてはギブアップの成立により発生する売付け又は買付けを除く。）ごとに
			<p>(1) <u>100,000</u> 単位以下の取引数量につき 1取引単位につき55円</p> <p>(2) <u>100,000</u> 単位を超え<u>300,000</u> 単位以下の取引数量につき 1取引単位につき35円</p> <p>(3) <u>300,000</u> 単位を超える取引数量につき 1取引単位につき20円</p>				1取引単位につき70円

(略)				(略)			
(注) (略)				(注) (略)			